

○やまと広域環境衛生事務組合事務局組織規則

(平成23年3月1日規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、やまと広域環境衛生事務組合事務局設置条例(平成23年御所・田原本環境衛生事務組合条例第6号)に規定する事務局の組織について必要な事項を定める。

(課及び係の設置)

第2条 事務局に総務課を置き、総務課に次の係を設ける。

(1) 庶務係

(2) 施設係

(係の所掌事務)

第3条 前条に規定する係の所掌事務は、次のとおりとする。

庶務係

(1) 人事に関する事。

(2) 議会等に関する事。

(3) 文書法制に関する事。

(4) 政策・財政に関する事。

(5) 契約・覚書等の締結に関する事。

(6) その他庶務に関する事。

施設係

(1) 施設運営に関する事。

(2) 環境に関する事。

(3) その他施設に関する事。

(職及び職務)

第4条 事務局に事務局長(以下「局長」という。)のほか、事務局課長(以下「課長」という。)、主幹及び課長補佐を、係に係長及び係員を置くことができる。

2 局長は、管理者の命を受けて、事務局の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 課長は、局長を補佐し、局長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 主幹は、上司の命を受け、特に指定された事務を処理する。

5 課長補佐は、課長を補佐する。

6 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

7 主任及び職員は、上司の命を受け、係の事務に従事する。

(雑則)

第5条 臨時又は特別の事務については、別に主任者を定めて処理させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月31日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月6日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成29年6月19日から適用する。